

山形県有機農業推進計画

平成25年8月

山形県農林水産部

目 次

第 1	基本的な事項	-----	1
1	背景と趣旨	-----	1
2	有機農業の定義	-----	2
3	計画の期間	-----	2
4	推進目標	-----	2
第 2	有機農業の推進方針	-----	3
第 3	有機農業推進に関する施策の展開方向		
1	有機農産物の安定生産に対する支援	-----	4
2	有機農業に対する理解の増進及び有機農産物の流通・消費促進	-----	6
3	有機農業推進体制の整備	-----	7

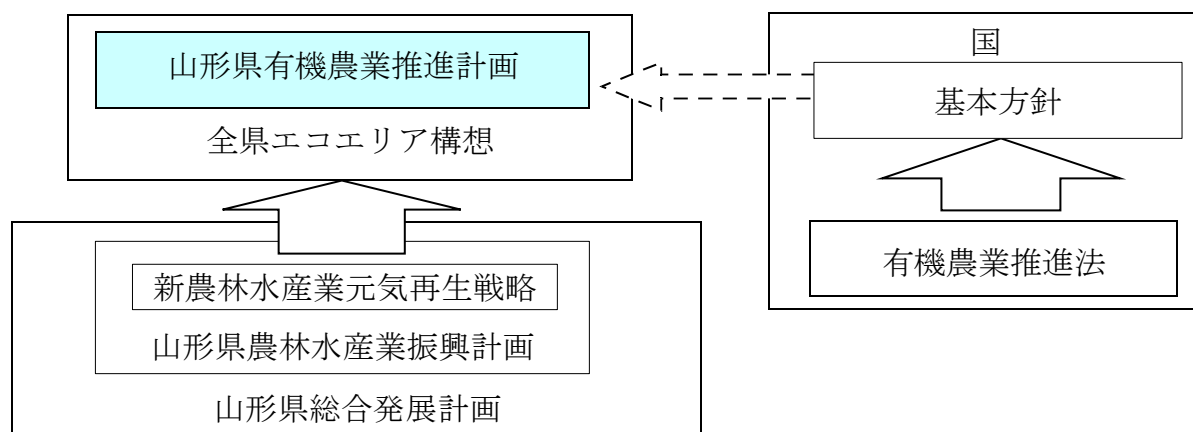
第1 基本的な事項

1 背景と趣旨

- 本県は、蔵王山系、鳥海山、出羽三山などの名峰や、県全域を貫き日本海に注ぐ母なる川最上川をはじめ、四季折々に表情を変える豊かな自然に恵まれており、その自然環境において農業が営まれています。

この豊かな自然を活かし、将来にわたり安定的に農業生産活動を継続していくためには、環境負荷を極力低減し、自然と共生する環境保全型農業を展開していく必要があります。
- このため、本県では、畜産堆肥等の有機性資源を活用した土づくりを行いながら、化学肥料や化学合成農薬を一般栽培より2、3割以上減らした農産物の生産に県内すべての地域で取り組む「全県エコエリア構想」を推進し、生産者の環境に対する意識を高めるとともに、広く情報発信を行いながら、消費者の信頼と共感に根ざした「環境にやさしく安全でおいしい農産物産地」としての評価確立を目指しています。
- 環境保全型農業においてとりわけ有機農業は、化学肥料、化学合成農薬を使用しないことを基本とするため、農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減する取り組みであり、安全、おいしい、健康に良いなど消費者の求める品質の農産物の供給に呼応するものでもあります。また、食料生産を起点としながら、①生物多様性の保全や地球温暖化防止等の環境保全、②生き物保全活動や農作業体験等を通じた地域振興、③価格優位性による産出額の増加や雇用創出などの産業振興、④堆肥や米ぬか等地域資源の利用による循環型社会の形成にも貢献するものであり、その多面的な機能の発揮により地域に活力をもたらします。
- 本県においては、昭和50年頃から一部の農業者が有機農業に取り組み始め、消費者と直結する形で営まれてきました。県としても、平成元年頃から技術開発に着手し、農業試験場有機農業技術開発研究室（平成7年～12年）や農業総合研究センター（平成17年～）食の安全環境部等において、化学肥料や化学合成農薬に頼らない環境にやさしい技術の開発を進め、有機農業者に対する支援を行ってきました。
- 一方、有機農業の推進と発展を目的とする「有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。）」が施行され、国では、「有機農業の推進に関する基本方針（平成19年4月27日付生産局長通知。以下「基本方針」という。）」を策定しました。
- このような中、県では、国の基本方針を踏まえ、有機農業の取り組みを拡大し、消費者の信頼と共感に根ざした「環境にやさしく安全でおいしい農産物産地」づくりを一層推進することを目的として、平成21年に「山形県有機農業推進計画」を策定しました。このたび、山形県総合発展計画の新たな短期アクションプラン及び新農林水産業元気再生戦略を踏まえ、有機農業推進の第2ステージを展開するため、計画を改定し、今後県が取り組む有機農業の推進に係る施策を取りまとめたところであり、

<本計画の位置づけ>



2 有機農業の定義

本計画において「有機農業」とは、有機農産物の日本農林規格（有機JAS）に規定する生産方式に限定することなく、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行う農業とします。

3 計画の期間

本計画の期間は、策定から平成28年度までとします。
ただし、情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

4 推進目標

【有機農業に取り組む農家戸数（※）】

平成23年度（現状） 391戸 → 平成28年度（目標） 450戸
（うち有機JAS認定事業者が構成する農家数178戸）

【有機農業に取り組む栽培面積（※）】

平成23年度（現状） 504ha → 平成28年度（目標） 800ha
（うち有機JAS認定面積334ha）

【水田面積に占める有機JAS認定水田面積割合】

平成23年度（現状） 0.3% → 平成28年度（目標） 0.4%

有機農業日本一を目指して

【有機農業の推進体制を整備した市町村（※※）】

平成23年度（現状） 43%（15市町村） → 平成28年度（目標） 60%（21市町村）

※農家戸数、栽培面積の現状は、H24市町村調べ。県農林水産部集計。

※※推進体制を整備した市町村は、H24.6月県農林水産部調べ。

第2 有機農業の推進方針

1 有機農産物の安定的な生産に対する支援

有機農業は、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境負荷を低減するものです。しかし、雑草や病害虫の防除技術等については、有機農業者の個々の創意工夫によるところが多く、有機農業を普及拡大するためには、一般的な技術として確立することが必要とされています。

このため、新たに有機農業を志向する農業者が安心して有機農業に取り組むことができるように、客観的な評価に基づいた技術メニューを整備し、有機農業技術の体系化や低コスト生産に向けた経営評価を行うとともに、有機農業技術に係る普及指導の推進を図ります。また、新たに有機農業に取り組もうとする者に対する就農相談や助言、有機農業の取組みに対する支援を行います。

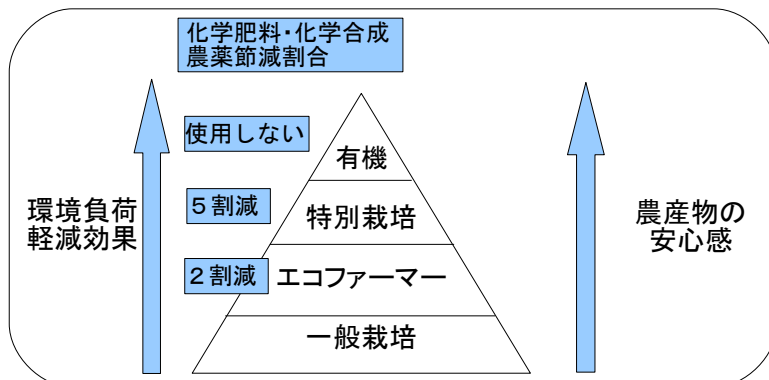
2 有機農業に対する理解の増進及び有機農産物の流通・消費の促進

有機農業は、消費者の求める安全かつ良質な農産物の供給に資する栽培方法ですが、除草や病害虫防除対策に要する労力の掛かり増しが大きく、一部の取組みにとどまっています。また、生産された有機農産物は、特定の消費者グループや事業者と直接取引されることが多いため、県内流通は少なく、県外流通がほとんどとなっています。

そこで、有機農業に対する消費者や慣行的な栽培を行う農業者等の理解を深め、有機農産物の流通・消費の促進を図るため、有機農業に関する情報発信を強化するとともに、有機農業の取組効果の可視化によるブランド力の向上や県内消費の促進に向けた食育や有機農業者と消費者との交流活動、さらには有機JASに基づく有機農産物の適正な表示による消費者等の信頼確保対策について支援していきます。

3 有機農業推進体制の整備

有機農業の推進に当たっては、農業者、農業関係団体、流通関係者及び消費者の理解と協力・連携が必要であることから、県民各層で構成される有機農業推進体制の機能を強化していくとともに、市町村における推進体制の整備について支援していきます。



※ 環境保全型農業の区分

化学合成資材の節減割合によって、エコファーマー、特別栽培、有機農業と区分されているが、有機農業は化学合成資材を原則使用しないため、環境負荷軽減効果や農産物の安心感が高く、環境保全型農業全体をけん引

第3 有機農業推進に関する施策の展開方向

1 有機農産物の安定生産に対する支援

(1) 現状と課題

- 有機農業は、それぞれの地域の気象や土壌等立地において農業者が独自に蓄積してきた技術が利用されており、客観的な検討や技術組立が十分になされていないことが多いことなどから、そのほとんどが一般的な技術となっていない状況にあります。このため、近年、農業総合研究センター等の試験研究機関では、水稻栽培における除草や施肥管理などの有機農業技術の開発に取り組み、技術メニューの充実を図っていますが、まだ、生産工程全体の技術の体系化には至っていません。また、生産現場で農業者自らが取り組む新たな技術開発に対する支援が求められています。
- 県の普及指導機関では、これまで水稻について有機農業技術の評価検証を行ってきましたが、今後は、水稻以外の作物においても有機農業技術の評価検証を行う必要があります。また、普及拡大可能な技術を集積するため、普及指導員の有機農業に関する研修等への参加を促していく必要があります。
- 有機農業者を含めた環境保全型農業実践者に対し、堆肥化施設、堆肥散布機などの整備や有機種子生産に向けた支援等を行ってきましたが、有機農業の一層の拡大を図るため、引き続き条件整備等有機農業者に対する支援を行っていく必要があります。また、県内農業者の有機JAS認証に係る負担軽減と認証取得の促進を図るためには、継続して登録認定機関への支援や認証制度の普及啓発等を行っていく必要があります。
- 農業者が有機農業に取り組もうとする場合、技術的な面を含めた相談窓口の整備や研修受け入れ体制の充実が必要です。

(2) 施策の展開方向

ア 有機農業技術の開発及び普及の促進

(ア) 有機農業に関する技術の研究開発の促進

- 除草対策や施肥管理など、基本的な技術開発をさらに進め、技術メニューの拡大を図るとともに、新たに有機栽培に取り組む農業者のための安定的な栽培体系を構築します。また、経営試算を行いながら、生産コストの低減に向けた評価を行います。
- 新たな病害虫については、発生生態の解明と農薬に頼らない耕種的防除等の対応技術の検討を行います。
- 生き物マークや生き物調査など消費者に有機農業の効果をわかりやすく伝えるための取組みを支援するため、生き物指標を策定するとともに生物多様性保全技術を構築していきます。
- 農業者自らが行う技術開発について、普及指導機関と研究機関が連携し支援していきます。

(イ) 有機農業技術の研究開発成果の普及促進

- 有機農業オープンフィールド等、実証・展示ほ場を設置し、生産現場で実践されている有機農業技術の評価検証を行います。また、これまで行ってきた水稲の他、野菜等畑作物の技術についても評価検証を行います。
- 研究成果や実証ほの成果については、ホームページ（やまがたアグリネット）やパンフレット等を用いて情報発信を行うとともに、現地検討会や有機農業技術検討会等の開催により、直接有機農業者に情報を伝えていきます。
- 有機栽培における病害抵抗性誘導等の新たな知見については、山形大学農学部等と連携し情報発信します。
- 普及指導員の有機農業に関するスキルアップを図るため、国主催の有機農業支援研修への参加を促します。
- 有機農業オープンフィールド等における各種研修会を通して、普及指導員、研究員と有機農業者の連携強化を図ります。

イ 有機農業者等の支援

(ア) 有機農業の取組みに対する支援

- 有機農業は生物多様性保全や地球温暖化防止に効果が高いことから、国の環境保全型農業直接支払対策等の活用を促しながら、取組拡大を推進します。
- 堆肥化施設や堆肥散布機、除草機、紙マルチ田植機など、有機農業に必要な条件整備については、農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業など各種補助事業の活用について支援します。
- 有機種子生産については、技術指導や生産体制整備の支援を行います。
- 有機 J A S 認証については、県内の登録認定機関である（公財）やまがた農業支援センター（以下「支援センター」という。）に対する支援を行うとともに、制度の説明会を開催し、有機 J A S 認証の促進を図っていきます。
- 米の市町村別生産数量目標の算定に当たっては、売れる米づくりの一環として、消費者に安心感を与える米づくりを推進するため、有機栽培や特別栽培の取組みを生産数量目標に反映していきます。

(イ) 新たに有機農業を志向する取組みに対する支援

- 有機農業参入促進協議会が運営する「有機農業参入相談窓口」として登録されている県庁担当課に加え、今後、総合支庁や市町村協議会、支援センターと連携しながら、相談体制の充実を図ります。
- 農業大学校における有機農業支援講座の開催、農業体験プログラム等、有機農業を気軽に体験できる制度や各種研修制度の受け入れ体制を充実し、新規参入者に対する支援体制の整備・充実を図ります。また、研修後もフォローアップできるよう有機農業者と連携しながら支援体制を強化していきます。
- 有機農業技術支援者リストを一層充実させ、新たに有機農業に取り組む農業者が、支援者リストを活用できるようにしていきます。
- 有機農業を志向する新規就農者に対しては、普及指導機関において就農計画の作成を支援するとともに、就農支援資金等の貸付について支援します。

2 有機農業に対する理解の増進及び有機農産物の流通・消費促進

(1) 現状と課題

- 地域内で有機農業を拡大するためには、有機農業者と慣行的な栽培を行う農業者との相互理解が必要ですが、その機会は十分とは言えない状況にあります。また、生産された農産物は、生産者と消費者の提携（産消提携）や生協等の産直など特定の取引が多いため、一般消費者の理解も進まないことから、有機農業に関する情報を広く発信していく必要があります。
- 県内で生産された有機農産物は、その多くが県外流通となっています。今後は、学校給食を含めた県内消費を促進するため、県内消費者の有機農業に対する理解を深める交流活動などの取組みを拡大していく必要があります。
- 近年、消費者には安い商品が好まれている一方、価値あるものには価格が高くて納得して購入するという消費者も増加し、多様化が進んでいます。そのため、本県有機農産物の優位性をわかりやすく消費者に伝え、情報の発信力を強化することにより、消費者の有機農産物に対する評価を高めていくことが必要です。

(2) 施策の展開方向

ア 消費者等の理解と関心の増進

- エコエリアやまがたホームページに有機農業サイトを設け、有機農業の取組みや山形県有機農業者協議会の活動を紹介します。
- 「エコエリアやまがた推進コンクール」を実施し、有機農業の優れた取組みを顕彰するとともに、優良事例を全国環境保全型推進コンクールへ推薦していきます。また、コンクールの応募事例については、ホームページにより広く情報発信するとともに、各種研修会やフォーラムを通じて取組内容を紹介していきます。
- 有機農業に対する消費者の理解を促進するため、農業者が連携して行う交流イベント「やまがたオーガニックフェスタ」や生き物調査等有機農業を起点とした消費者交流活動に対する支援を行います。
- 有機JAS認証制度の消費者理解を深めるため、支援センターと連携し、ホームページやパンフレットを用いた情報発信を行います。
- 都市と農山漁村の交流のためのグリーン・ツーリズムや山形県食育・地産地消推進計画に基づく県民運動の一環として、児童や消費者等を対象にした農業体験事業の実施に対する支援に努めるとともに、学校への有機農産物の提供についても検討していきます。

イ 有機農産物の流通・消費促進

- 生物多様性保全や地球温暖化防止、食味への影響など、取組効果の可視化を進め、有機農産物のブランド力向上を支援します。
- 本県が取り組む「全県エコエリア構想」や有機農産物を含めた多様なエコ農産物をパッケージで情報発信し、「環境先進地山形」を一体的にPRするとともに、県内料理店や宿泊施設等との情報交換を行っていきます。
- つや姫については、安全・安心な米という消費者ニーズに応じて、有機栽培等の取組みを促進するとともに、販売PRについて支援します。

3 有機農業推進体制の整備

(1) 現状と課題

- 県では、平成17年9月に全県エコエリア構想の推進を目的として、学識経験者、生産者、消費者、農業団体、行政部局で構成する「エコエリアやまがた推進協議会（以下「推進協議会」という。）」を設置し、有機農業を含む環境保全型農業の推進を図ってきました。平成20年からは、「山形県有機農業者協議会」の代表者が推進協議会に参画することにより連携強化を図っています。今後、有機農業を推進するに当たり、推進協議会の機能を強化するとともに、これまで以上に市町村や農業団体等との連携を図っていく必要があります。
- 平成23年度末現在で、有機農業の推進体制が整備されているのは、35市町村中15市町村、有機農業の推進に係る計画が策定されているのは13市町村（最上地域8市町村は、地域全体として計画を策定）にとどまっています。県全体の有機農業の推進を図るためには、市町村における推進体制の整備と推進計画の策定を促進する必要があります。

(2) 施策の展開方向

ア 県における推進体制の強化

- 推進協議会に「有機農業専門部会」を設置し、本計画の実効性を高めていきます。
- 市町村及びJA等農業団体との連携を強化し、有機農業推進に係る各種施策の円滑な実施に努めます。
- 山形県有機農業者協議会等との意見交換を重ねながら、有機農業者との連携を図っていきます。
- 担当者会議の開催や現地検討会等における意見交換等により、市町村の有機農業推進協議会等との連携を図っていきます。
- 地域段階における有機農業の推進を強化するため、総合支庁単位に実施するエコエリア地域会議において、有機農業推進方策について検討を進めます。

イ 市町村における推進体制の整備

- 市町村に対して推進体制の整備や推進計画の策定を働きかけるとともに、計画策定に必要な情報の提供、指導及び助言に努めます。
- 市町村における有機農業の推進に必要な情報を提供するとともに、フォーラムや研修会の開催等、市町村協議会が行う事業との連携を図っていきます。